

基本構想改定(案) 主な修正点

I.全体構想 【前回専門部会(R1.10.29)からの修正点】

①「(3)バリアフリー法の更なる改正」の追加(P1-5～P1-7)

令和 2 年 6 月にバリアフリー法が一部改正。

➤法改正の概要についてまとめた内容を追加。

②バリアフリー基本構想改定にあたっての考え方に関係者相互の連携・協働を追加(P1-21)

【専門部会でのご意見】

「アクセスに関する権利」について、わが国ではまだ明確に位置付けられてはいないが、曖昧な表現を避けて具体的な表現で書き込んでもらいたい。

➤交通政策基本法に示される「バリアフリー化をはじめとする交通に関する施策を、国、自治体、事業者、施設管理者、住民、その他の関係者が相互に連携・協働して推進する責務」について追記。

③目標実現に向けたバリアフリー化の取組方針に学校教育を追加(P2-13)

令和 2 年 6 月にバリアフリー法が一部改正。

➤法改正により基本構想で位置付ける特定事業に「教育啓発特定事業」が追加されたため、取組方針に「学校教育等における心のバリアフリー化の取組」に関する事項を追加。

④重点整備地区の設定に参考とした地区の基礎データの更新・追加(P2-16～P2-18)

基本構想全体の構成を考慮した資料の追加。

➤重点整備地区の設定に際し根拠とした、市内鉄道駅の乗降客数のデータを時点更新し、高齢者人口、主要施設の立地状況について資料を追加。

⑤重点整備地区の設定について検証内容を追記(P2-20)

基本構想全体の構成を考慮した記述の追加。

➤重点整備地区設定の考え方に関する記述を修正。

(市内の全鉄道駅を対象に「乗降客数」、「高齢者数」、「不特定多数が利用する施設数」、「都市の拠点性」からバリアフリー化の優先度を再確認。現行基本構想の 6 地区の優先度が高いことを確認の上、引き続き 6 地区を重点整備地区に設定。)

⑥新たな評価手法に関する記述を追記(P2-33)

【専門部会でのご意見】

当事者や市民の方が地域環境を評価する視点が欠けている。もう少し新しい取り組みを位置付けても良いのではないかな。

- 基本構想の評価に関して、これまでの事業進捗に加えて利用者目線の評価を行い、必要に応じて基本構想の見直しを行うことを追加。

⑦バリアフリー基本構想と関連する上位関連計画・条例の体系整理を追加(P2-36)

【専門部会でのご意見】

- ・縦割りで1冊にまとめるのではなく、立地適正化計画や地域包括ケアシステム、防災等の関係施策や制度との関連性を整理して位置づけたほうが良い。社会情勢が変化していく中で、今後どのような課題に直面しなければならないかを整理し、新たな視点として関係施策や制度との関連について記述すべき。
- ・バリアフリー関連部署を明記し、予算化など横の連携をとってバリアフリー化を進めてほしい。

- さいたま市におけるバリアフリー基本構想と上位関連計画・条例等の体系を整理し、各種計画と連携・整合を図りながらバリアフリー化を推進することを追加。

今回新たに（案）を追加

II.重点整備地区の基本構想 【現行基本構想からの修正点】

①重点整備地区の確認

市内の全ての鉄道駅を対象に「乗降客数」、「高齢者数」、「不特定多数の利用する施設数」、「都市の拠点性」からバリアフリー化の優先度が高い駅を再確認し、引き続き現行基本構想の6地区を重点整備地区に設定。

②新たな生活関連施設、生活関連経路の設定

現行の基本構想から新設・移転のあった官公庁施設や医療施設、大規模な商業施設等を確認し、現地踏査の上、新たな生活関連施設及び生活関連経路を設定。その上で、重点整備地区の区域設定を更新。

③現行基本構想に位置付けのある各特定事業の更新

特定事業の進捗状況を反映させ、内容を更新。

④新たな特定事業の更新

現行基本構想で位置づけが無かった、既存3地区（大宮地区、北浦和地区、浦和地区）の建築物特定事業、都市公園特定事業について、施設管理者側との調整により事業項目を抽出。

※現在、施設管理者との調整を継続中

⑤実施時期の設定（仮）

基本構想改定の10年後を目標年度に仮設定し、策定後5年間を短期（令和7年度まで）、10年後を中期（令和12年度まで）、令和13年度以降を長期として実施時期を設定。

※今年度中に国が改正するバリアフリー基本方針で示される目標年度を反映予定

⑥建築物特定事業

特定事業の内容を「上下移動」や「トイレ」など、項目を分類し表現を改良。

今回新たに（案）を追加

III.推進地区基本構想 【現行基本構想からの修正点】

①新たな目的施設、バリアフリー化経路、推進地区の区域の設定

現行の基本構想から新設・移転のあった官公庁施設や医療施設、大規模な商業施設等を確認し、バリアフリー経路設定の基本方針に基づきバリアフリー化経路を設定。その上で、推進地区の区域設定を更新。

